

答申第 44 号

答 申

「平成 27 年 4 月 2 日に地域政策課職員が東京出張した際の旅行命令簿、精算請求書」部分公開決定

第 1 審査会の結論

平成 30 年 5 月 11 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定は、取り消すべきである。なお、公文書公開に係る費用の納入方法についてはやむを得ないものと認められる。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、平成 30 年 4 月 11 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「①国会、内閣、関係省庁等に陳情等を行った知事、関係課長、公務員、議員等の旅行命令、精算書、復命書、会議録等の公文書一切、②現職知事の直近の知事選挙の選挙公費助成の支出負担行為伺、③加計学園、今治市に支出する助成金等の公金支出負担行為伺一切その為の会議等の記録、知事、担当県職員への面会、陳情記録一切、④平成 30 年 4 月 10 日の知事臨時記者会見のための担当者への聞き取り調査記録の公文書一切、⑤地域政策課等に保存されている、加計学園事案関係の文書、担当組織、職務内容の公文書、⑥加計学園事案等に関する全ての会議録、開発許可、建築申請書、検査済書等の公文書一切」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、平成 30 年 4 月 24 日付けで公開決定等の期限を同年 4 月 25 日から同年 6 月 8 日まで延長していたところ、同年 4 月 27 日に、請求内容は「平成 27 年 4 月 2 日に地域政策課職員が東京出張した際の旅行命令簿、精算請求書」のみとし、それ以外の請求は取り下げる旨、審査請求人と合意したため、同年 5 月 11 日付けで部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

非公開とした部分は、旅行命令簿及び精算請求書のうち、用務に記載している面談先等で、理由は、条例第 7 条第 2 項第 5 号に該当、県や国、他の地方公共団体等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、及び条例第 7 条第 2 項第 6 号に該当、県や国、他の地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためである。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分は取り消されるべきであるとして、平成 30 年 5 月 23 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する部分公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書部分公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が本件処分の取消しを求める公文書は、「平成 27 年 4 月 2 日に地域政策課職員が東京出張した際の旅行命令簿、精算請求書」である。

2 非公開とした部分

本件公文書のうち、非公開とした部分は、用務に記載している面談先等である。

3 本件公文書を部分公開とした理由

(1) 条例第 7 条第 2 項第 5 号に該当すること

本件公文書のうち、用務に記載している面談先については、本件処分を行った当時、国や今治市においても公表しておらず、公表することにより外部からの圧力や干渉等の対象となり、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、条例第 7 条第 2 項第 5 号に該当すると判断し、非公開とした。

(2) 条例第 7 条第 2 項第 6 号に該当すること

本件公文書のうち、用務に記載している面談先については、公開することにより、県と国との信頼関係が損なわれ、県が実施する事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 7 条第 2 項第 6 号に該当すると判断し、非公開とした。

4 公開決定日（平成 30 年 5 月 11 日）以降の状況

平成 30 年 5 月 10 日に参議院予算委員会から、与野党合意の上、官邸訪問に至るまでの経緯を含む県職員が作成していた文書、メモ等の提出依頼があった。このため、担当課に限らず県庁をあげて、かつ、個人ファイルを含めて搜索し、見つかった全ての書類を同月 21 日に提出した。その後、当該書類がインターネット上の報道機関のサイト等に掲載されたことにより、面談先が公知の事実となったため、以降、同様の公文書公開請求に対しては、全部公開している。

第 4 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨（理由）

福田康夫内閣において制定された公文書等の管理に関する法律は、第一条に、公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的

とする旨を定めている。

公文書は公務員や官僚だけのものではなく国民のものであり、行政が適切に運営されたことを現在と将来の国民に説明するためのものであって、国民のものを公務員や官僚が勝手に都合の良いように書き換えたり、非公開を理由に隠匿、消去することは、この法律の目的を冒瀆するものである。

特に愛媛県知事は、マスコミに対して、官邸訪問等については開示しているが、公文書は証拠になるので隠匿を図り、僅かな公文書公開に係る費用の納入に当たっては、県民を優先し、癒着した金融機関を指定して、車で往復3時間かかる金融機関まで支払いに行かざるを得ない不当な要求で公開を妨害し、高額な携帯電話による郵便小為替を利用できないかとの問い合わせについても、県の規定だと公然と公権力を使い暴挙に出ているために、ここに全国民のために知事等の責任を問い、審査請求を行うものである。

審査請求人の妻は〇〇であり、往復3時間かかる〇〇市の愛媛県指定金融機関まで同乗はできず、〇〇ではガソリン代も負担である。悪辣な加計学園誘致に高額な補助金を浪費した愛媛県は、社会正義のために、公正に公文書を公開し、関係者は刑事訴追を受けるべきである。

これらを是正するための公文書公開請求に対して、非公開、組織的で不当な公開に係る費用の請求、徴収及び政治活動妨害行為で、刑法193条公務員の職権濫用等憲法違反に該当すると思慮する。

厳正公正な処罰を求めるため、後日告訴告発する。

本件審査請求は、組織的、作為的な情報隠しが国際的に報道されたが、日本人全体の恥にならないように、情報を公正に開示して、国際的信用を取り戻す為の社会正義を護る為の国民からの請求である。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている公文書は、上記第3の1のとおりである。

また、本件処分において、実施機関が非公開とした部分及び理由は、上記第3の2及び3のとおりである。

これに対し、審査請求人は、公文書は公務員や官僚だけのものではなく国民のものであり、行政が適切に運営されたことを現在と将来の国民に説明するためのものであること、また、公文書公開手数料の納入に当たっては、車で往復3時間かかる金融機関まで支払いに行かざるを得ない不当な要求であるとして、本件処分の取消しを求めているところであり、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 条例第7条第2項第5号の該当性について

実施機関は、用務に記載している面談先については、本件処分を行った当時、国や今治市においても公表しておらず、公表することにより外部からの圧力や干渉等の対象となり、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると主張する。

本件公文書において非公開とした面談先は、第3の4で実施機関が述べているよう

に、本件処分後に公知の事実となっているが、当該面談の相手方は、国家戦略特区を担当していた職員であったため、加計学園の今治市への獣医学部設置認可の経緯に関し、国会の閉会中審査に参考人として出席していた平成29年夏からこの時点まで、マスメディアから大いに注目を集める状況であった。

このため、国から県や今治市に対しての照会や連絡が頻繁に行われていたほか、マスメディアから実施機関へはもとより、同職員宅へも執拗に取材が及ぶなど報道合戦が過熱し、さらには県だけでなく、国や今治市へも全国から電話やメールによる意見表明が殺到するという状況が続いていたということは十分理解できるものの、面談先を公開することでさらなる圧力や干渉等の対象となり、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとまでは言い難い。

また、条例においては、公文書は全部公開が原則であるとともに、本件公文書に記載されているのは面談の内容ではなく相手方の所属と職名だけであり、国の地方創生担当者が県の担当職員と面談するのは異例なことではないことから、出張の面談先は公開すべき項目と認められる。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

実施機関は、用務に記載している面談先については、公開することにより、県と国との信頼関係が損なわれ、県が実施する事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張するが、「信頼」という言葉自体が曖昧で不確定であるうえ、支障を及ぼす「おそれ」についても、蓋然性があるとは認められない。

実施機関では、獣医学部の設置認可を控え、国会の閉会中審査における答弁内容について野党の追及が厳しさを増し、連日マスメディアで取り上げられて動向が注目を集めていた平成29年8月当時に所属と職名を初めて非公開とし、本件公開請求日時点においても報道等で取り上げられる状況が続いていたため、これまでの方針どおり面談先を平成30年5月に非公開としたとのことであるが、特に平成29年11月の学部の設置認可後においては、支障を及ぼす「おそれ」は明確とは言えず、当時、国民の重大な関心事であるがゆえ、「信頼関係」より「知る権利」が優先されるべきであることから、面談先は公開すべきである。

(3) 費用の納入方法の妥当性について

審査請求人は、公文書公開に係る費用の納入に当たっては、県民を優先し、癒着した金融機関を指定して、車で往復3時間かかる金融機関まで支払いに行かざるを得ない不当な要求で公開を妨害していると主張する。

納入方法に郵便為替等を追加した場合は、手数料が掛かることにより請求者の金銭負担が増えるなどの課題がある。また、みずほ銀行及び三井住友銀行以外の金融機関から他県の店舗で納入できる収納代理金融機関として指定してほしい旨の申し出はなく、県から依頼したとしても了承を得られる可能性は極めて低いと推察されることから、現行の費用の納入方法には一定の合理性があり、やむを得ないものと認められる。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断するものである。

4 付言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、以下の点について付言する。

公文書公開に係る費用の納入方法については、現状での改善は困難と認められるが、今後は請求者の利便性が向上するような改善を目指すよう努められたい。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 8 月 31 日	諮問、実施機関から弁明書を受理
平成 30 年 9 月 7 日	審査請求人に弁明書を送付、反論書の提出を依頼
平成 30 年 12 月 18 日	審査会（第 1 回審議）
平成 31 年 2 月 12 日	審査会（第 2 回審議）
令和 元年 5 月 16 日	審査会（第 3 回審議）
令和 元年 7 月 29 日	審査会（第 4 回審議）
令和 元年 10 月 28 日	審査会（第 5 回審議）
令和 2 年 1 月 14 日	審査会（第 6 回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	